

香川働き方改革推進会議設置要綱

1 目的

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進、人材の確保・定着の観点から、法定労働時間の履行確保を前提とした上で、個々の企業において労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直しなど、従来の働き方を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

特に、香川県下においては、総労働時間が全国と比較して長い状況にあり、長時間労働の解消を始めとする働き方改革の実現は、人口の県外流出を防ぎ、地元企業に優秀な人材が就職し、定着することにも資すると考えられる。

また、香川県の雇用の約8割を占める中小企業・小規模事業者において働き方改革の取組を促進するためには、働き方改革の基本的な考え方や支援策のきめ細かな周知を行っていくことが必要である。

このような中、平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第10条の3において、中小企業における取組が円滑に進むよう、国は関係者により構成される協議会の設置等に努めることとされた。

こうしたことから、働き方改革の実現に向けた取組をさらに強化するために、企業トップへの働きかけや、中小企業・小規模事業者の取組支援を行うとともに、地域全体の機運の醸成を図ることを目的とする。

2 設置

働き方改革の実現に向けた対策を推進するために、香川働き方改革推進会議を設置する。

3 構成員

日本労働組合総連合会香川県連合会会長

香川県経営者協会会長

香川県商工会議所連合会会長

香川県商工会連合会会長

香川県中小企業団体中央会会長

(一社)香川労働基準協会会長

香川県社会保険労務士会会長

香川県知事

四国経済産業局地域経済部長

香川労働局長

4 実施内容

- (1) 働き方改革の推進のための取組方針の決定
- (2) 働き方改革の推進のための団体・企業のトップへの働きかけ
- (3) 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- (4) 人材の確保・定着に向けた労働環境、処遇改善等のための必要な取組
- (5) 中小企業・小規模事業者の取組支援
- (6) その他必要な取組

5 かがわインターンシップ推進協議会の設置

上記4（4）を円滑に実施するために、かがわインターンシップ推進協議会を設置する。

6 会議

構成員による協議及び情報交換等を行うため、事務局は、必要に応じ会議を招集する。また、必要に応じて構成員以外の参加者を招集することを妨げない。

併せて、事務局は円滑な推進会議を開催するために幹事会を必要に応じ開催する。

7 庶務

会議の庶務は、香川労働局雇用環境・均等室において処理する。

改正 平成30年1月26日

改正 平成30年9月26日